

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年8月28日

豊田市長 太田 稔彦



1 事業の概要

(1) 事業名

豊田市広告付き行政情報モニター設置事業

(2) 目的

財源の創出及び市の広報手段を確保するため、市役所南庁舎1階市民課待合に広告付き行政情報モニターを設置し、併せて行政情報及び広告情報を掲載する設置事業者を募集する。

(3) 事業内容

別紙「豊田市広告付き行政情報モニター設置事業仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、1年ごとに更新することができるものとし、最長5年間（令和14年3月31日まで）とする。

(5) 広告料下限額

月額249,700円（消費税及び地方消費税込）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察

署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されたものに限る。）

イ 令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）での広告付き行政情報モニターの作成・設置業務等の事業の履行実績を有する者であること。

3 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年9月25日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所市民部市民課印鑑担当（南庁舎1階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) 添付資料 参加資格要件（7）ア及びイが確認できる書類（登記事項証明書、契約書等の写し）

4 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年9月30日（水）
- (2) 通知方法 参加表明書提出者に郵送及びメールにて行う。

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年9月25日（金） 午後5時
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
- (3) 回 答 令和8年10月5日（月）までに豊田市ホームページ（又は参加者にメール）にて行う。

6 提案書等の提出書類

A4サイズ片面8枚以内（表紙、裏表紙、目次、納付広告料の見積書は頁数に含まない。）に下記内容を記載すること（提出部数は正本1部、副本6部）。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、裏表紙、目次及び本文を含むので注意すること）。

(1) 事業者の業務実績

過去5年間の同種・類似業務の実績一覧（業務名、発注者、広告料月額、契約期間、業務の概要等）

(2) 業務責任者（担当者）の能力及び実行力

- ア 業務責任者（担当者）の経歴、同種・類似業務実績件数、現在の手持ち業務、資格等
- イ 業務責任者（担当者）による不具合（モニター等の故障又は広告主とのトラブル等）発生時の具体的な対応事例
- （３）業務担当体制
 - 会社概要、本業務を担当する営業所、人員体制等
- （４）業務実施方針
 - ア 本業務の主旨を踏まえた業務実施方針、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等のほか本社等の支援方針
 - イ 事業履行準備期間及び開始後における取組内容等
- （５）取組意欲
 - ア 画質要素や低消費電力等のモニター性能
 - イ 来場者に広告及び行政情報を確実に伝達させる等の具体的な工夫
 - ウ その他（特徴や強調点等、特にアピールしたいポイント）
- （６）保守管理体制
 - 設備機器の使い方等のフォロー内容や問合せ等に対する具体的な体制
- （７）緊急時対応
 - 設備機器の不具合時における迅速な対応、報告等の具体的な体制
- （８）広告内容等
 - ア 社内における広告内容の審査基準、審査体制等の有効な審査環境の構築状況
 - イ 放映タイムスケジュール・更新計画
 - ウ 行政情報の更新方法、映像の内容、更新頻度、作成依頼から放映までの所要日数
- （９）設備機器の仕様等
 - ア 仕様書の要件を満たす、設備機器の仕様、数量等の一覧
 - イ ４台以上設置する場合、４台目以降の設置について、写真、図面等を使用し、位置等を表示
 - ウ 設備機器の設置（固定、配線等）、落下等の対策及び原状回復の方法等の技術的な視点や使用材質及びデザイン性等設置場所への調和・配慮
- （１０）納付広告料の見積書（１部）
 - 市に支払う広告料を１か月あたりの総額（税抜）で表示すること

7 提案書等の提出期限等

- （１）提出期限 令和８年１０月２１日（水） 午後５時
- （２）提出場所 豊田市役所市民部市民課印鑑担当（南庁舎１階）
- （３）提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- （４）その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

8 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年10月27日(火) 午後2時から午後3時30分までのうち指定する25分間(時間については後日連絡する。)
- (2) 開催場所 豊田市役所 東73会議室(東庁舎7階)
- (3) 備考 ア 説明10分以内(時間厳守)、質疑応答15分とする。
イ 出席者は3名以内とする。
ウ 説明は、提出資料により行うものとし、模型、パネル等の追加資料の持込みは認めない。
エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。

9 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア、イ(カ)の一部及びウを事務局が採点し、イのその他の項目を選考委員が採点する。事務局の採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を協定の相手方として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等(16点)【事務局評価】

- (ア) 事業者の業務実績(8点)
- (イ) 業務責任者(担当者)の能力及び実行力(8点)

イ 業務実施計画等(64点)【選考委員評価】

- (ア) 業務担当体制(8点)
- (イ) 業務実施方針(8点)
- (ウ) 取組意欲(8点)
- (エ) 保守管理体制(8点)
- (オ) 緊急時対応(8点)
- (カ) 広告及び行政情報の提供内容等(12点) ※一部事務局評価
- (キ) 設備機器の仕様等(12点)

ウ 価格(20点)【事務局評価】

- (ア) 納付広告料(20点)

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、広告料の見積金額の高い者を協定の相手方として特定する。なお、見積金額も同額の場合は、緊急時対応の点数が高い者を相手方として特定する。
- (3) 提案者が1者の場合でも、最低基準点(300点)に達しない者は協定の相手方として特定しない。
- (4) 選考は以下の5名の委員により行う。なお、選考委員は、外部の専門家がないため、内部委員のみで構成する。

市民部 副部長
市民部市民課 課長
市長公室広報課 課長
総務部財産管理課 課長
市民部市民課 副課長

1 0 選考結果の通知及び協定書の締結

(1) 選考結果通知（予定）日 令和8年10月29日（木）

通知方法は、提案書等の提出者に郵送にて行い、落札者には協定書等関係書類も同封する。

(2) 協定書締結（予定）日 令和8年11月20日（金）

落札者は速やかに協定を締結すること。なお、協定書に貼付けする収入印紙は落札者の負担とする。

1 1 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者特定の日から協定書締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、協定書締結を行わない。なお、協定書の締結に至らなかった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 本市が最優秀提案者が事業を遂行することが困難と判断したとき。

(5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(6) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市市民部市民課印鑑担当（南庁舎1階）

電話 0565-34-6733（直通）

FAX 0565-34-6191

メールアドレス siminka@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。